

声 明

—臨床検査技師および臨床工学技士の教育に関して—

今般、臨床検査技師、臨床工学技士に関する4団体は、臨床検査技師・臨床工学技士資格の同時取得に関して以下の懸念を表明する。

我々は、ダブルライセンス取得を否定するものではない。しかしながら、臨床検査技師並びに臨床工学技士の国家試験を「誰でもが受験可能であり、その結果、安易に両国家資格を取得できる」と誤解され得る受験生勧誘がダブルライセンス同時取得の目的であってはならないと考える。

臨床検査技師並びに臨床工学技士の両資格を取得することは個人の資質向上に繋がり、臨床の現場において有用となると思われるが、そのためには、臨床検査技師並びに臨床工学技士の育成を行う教育施設においては、各々の資格に要求される基礎教育水準を確実に達成することが肝要であり、これに対する学習環境の充実が将来の専門性の根幹をなすものである。

1. 臨床検査技師、また、臨床工学技士として、社会に第一歩を踏み出すに足り得る十分な知識と技術を身につけ、医療人としての情意を兼ね備えた人材育成が必要である。
2. 未知の課題に対して幅広く多様な情報を収集し、創造性を發揮し、科学的に解決する能力を備えるためには、基礎医学は勿論、分析科学、工学、化学などの基礎学力の充実した教育が行われることが重要である。
3. チーム医療の目的の一つには、医師の仕事を軽減させ、医師不足を解消することがある。その一部を臨床検査技師、あるいは、臨床工学技士が担うものであるためにも、相応の資質を持った人材が必要となる。不確かな知識や技術で医療現場に臨むことは、医療過誤に繋がり、国民に多大な不幸を及ぼすこととなる。
4. 臨地実習は、技術教育にとり必要不可欠なものである。医療現場で実践されることを知らずして社会に貢献できる人材を育成することは不可能である。そのためには、有効かつ十分な臨地実習期間を設定しなければならない。
5. 医療技術者の教育に関しては、4年間で国家試験のみを目指した知識偏重の教育ではなく、医療人を育成するための総合的な教育を行うべきである。

将来に医療人としての夢と希望を持ち入学する学生に対し、それを実現させるためには十分なる卒前教育が必要と考える。そのためには、教育機関の更なる努力により、医療の進歩と公衆衛生の向上に寄与できる人材を育成することが課せられた義務と考える。

この度の声明は、ダブルライセンス同時取得を目指す教育機関はもとより、既存の臨床検査技師並びに臨床工学技士教育施設に対しても強く切望するものもある。

平成23年 4月 4日

一般社団法人 日本臨床検査学教育協議会

理事長 三村 邦裕



一般社団法人 日本臨床工学校教育施設協議会

理事長 嶋津 秀昭



社団法人 日本臨床衛生検査技師会

会長 高田 鉄也



社団法人 日本臨床工学校士会

会長 川崎 忠行



声明文解説

本年の4月から、臨床検査技師並びに臨床工学技士の国家試験受験資格を4年間で同時に取得（ダブルライセンス）できる大学が文科省より複数校認可された。

今般、我々4団体は、合同会議を開催し、ダブルライセンス同時取得可能とする大学を新しい養成機関として注目している反面、教育に関して大いに懸念されることで一致した。

今まで、臨床検査技師および臨床工学技士の両ライセンスを取得するためには、臨床検査技師養成校＜専修学校(3年制)、短期大学(3年制)、大学(4年制)＞を修了し、臨床検査技師国家資格を取得した後、1年間の臨床工学技士養成コースを経て、臨床工学技士国家試験受験資格を取得するという方法が一般的であった。しかし、今回は大学卒業見込みで、臨床検査技師並びに臨床工学技士の国家試験を同時に受験可能とするカリキュラムが示されている。

大学卒業の要件としては、大学設置基準第32条に示されているように、4年以上在学し、124単位以上を修得することとなっている。これには一般教養、基礎科目、専門科目をバランス良く配置させ、その中で大学の独自性を出すよう各校が努力しているところである。

現在、臨床検査技師教育施設および臨床工学教育施設は、医療技術者として必要な専門知識・技術の習得に加え、人を愛する心や人間性豊かな教養ならびに科学的に物事を判断できる素養を培うカリキュラムが組まれている。さらに、新たな知識や技術を習得させるためには必要最低限の124単位以上の単位数が不可欠としているのが現状である。一般教養、基礎科目において共通科目が多くあるとはいえ、夫々の業務内容は専門性が高くそれを疎かにするわけにはいかないわけである。

現状の教育を踏襲し4年間でダブルライセンスを取得させようとするならば200単位以上の履修が必要となる。すなわち、この履修は6年制の大学修得単位数に匹敵するものである。これを4年間の履修期間とするならば当然ながら質の低下が予想されることはいうまでもない。

学校教育法第83条には『大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする』、さらに、『大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする』とある。

医療技術者教育も同様であり、医療に貢献できる人材育成を行うことが教育機関の使命といえる。

1. 情意、知識、技能の十分な教育

医療の現場では、人間性豊かで、患者のための医療を志す医療人として十分な倫理感を身につけた人材が必要となる。すなわち情意の形成が望まれる。さらに、院内感染や医療過誤などの安全管理に関する知識と医療全般にわたり広い視野と見識を持ち、他の医療従事者との連携をとりながら協力し、チーム医療に貢献するためには幅広い教育が必要となる。すなわち十分な知識の習得が必要である。加えて、多様に、急速に変化する医療技術に対応できる確かな基礎技術力の育成が必要となる。すなわち正確な技能の修得が必要となる。

2. 基礎学力の充実

解剖学、生理学、生化学、病理学などの基礎医学は医療技術者として共通に習得しておかねばならない知識である。また、数学、物理、化学、分析科学、工学などの基礎学力の充実もまた重要である。

それにより、観察力・洞察力・分析力・問題解決能力などの豊かな学識とコミュニケーション能力などが身につくことになる。さらに、医療医術の発展は目覚ましく、再生医療や遺伝子治療などの先端医療とともに医療過誤、院内感染対策に適用できる危機管理能力を習得しなければならない。また、医療

情報、マネジメント能力、患者サービスなどの知識も必要となる。これら膨大な知識の習得は限られた卒前教育の中では限界がある。そのためには基礎医学を十分身につけておくことが新たな医療技術の導入にも対応可能なものと確信する。

3. 社会的責任

チーム医療の目的は医療に従事するスタッフが各々の高い専門性を前提とし、互いに連携・補完し合い、その目的と情報を共有するとともに業務を分担し、患者の状況に応じた的確な医療を提供することにある。そのため、医療技術者養成施設は、質の高い、患者に安心で安全な医療を提供できる人材を育成しなければならない。

4. 十分な臨地実習

臨地実習は技術教育にとって必要不可欠なものである。その目的は学内では必ずしも経験できない実践技術や知識の習得、そして医療における役割と責任を知り、医療人としての自覚を持つ情意の形成にある。このためには十分な実習期間と教育を受ける実習施設の選択が必要と思われる。

したがって、上述の基礎医学や基礎学力の充実とともに、十分な臨地実習も教育の中に組み入れなければならない。

5. 資格取得偏重教育でない総合的な教育

医療技術者の教育は、国家試験のみを目指した知識偏重の教育ではなく、医療の普及および公衆衛生の向上に寄与することができる“医療人”を育成するための総合的教育を行うものでなければならない。

<了>